



グリーンファイナンス関連施策の今後の方向性について

2022年12月19日

環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室



2 – 1. 市場の形成促進

【再掲】全体像：グリーンラベルファイナンス活用の意義及び施策の方向性

- 脱炭素化を初めとして、サステナビリティに向けた社会・経済変革の実現には巨額の投資が必要。
- グリーンラベルファイナンスの活用には、①環境改善効果が担保されること、②国内外のESG資金による投資対象となり得ること、③比較的好条件での調達可能性があること、といった意義が存在し、その活用促進により、**社会・経済変革に向けた投資の加速を可能とする。**

資料3

1. 現状分析

- ✓ 脱炭素化に向けた必要投資額は**今後10年間で約150兆円**との試算があるなど、**巨額の資金需要**が存在。
- ✓ **企業の外部資金調達が増加**することが想定され、**金融機能の強化・市場基盤整備が重要**となる

2. ラベルファイナンス活用の意義

- ✓ ラベルファイナンスには、**①環境改善効果が担保される、②国内外のESG資金による投資対象となり得る、③比較的好条件で資金を調達できる可能性がある**、といった意義があり、脱炭素化等に向けた投資の加速を可能とする

資料4
(本資料)

3. ラベルファイナンス活用における課題

- ✓ 調達経験者による課題は1位が**「手間やコスト・時間がかかること」**、調達未経験者による未発行の理由は1位が**「メリットを感じないこと」**
- ✓ 投資主体が感じる課題は①ESG投資判断に必要なデータの不足、②ESG要素と金銭的リターンの関係性に確信が持てないこと、③最新の科学技術などの専門知識を活用できる体制が未整備であること等

4. 課題に対する解決策

- ✓ 調達者支援：グリーン性判断の更なる明確化に向けた**付属書の拡充発行促進プラットフォームの新設**と**支援対象の拡大**
具体的グリーンプロジェクトがない場合のSLB・SLLやインパクトファイナンスの活用
- ✓ 投資家支援：開示促進等を通じた**データの拡充**

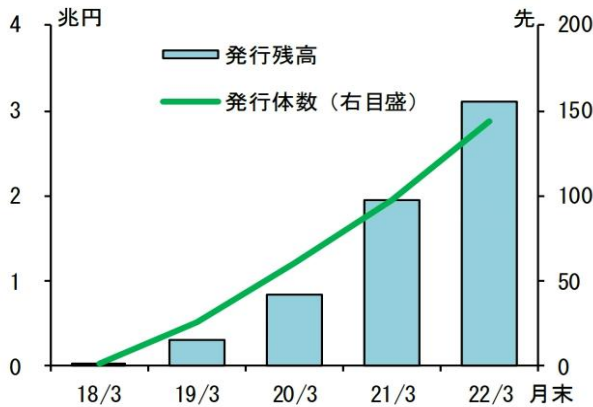
ラベルファイナンス活用における課題

ーグリーンファイナンス市場の現状の分析、今後に向けた示唆ー

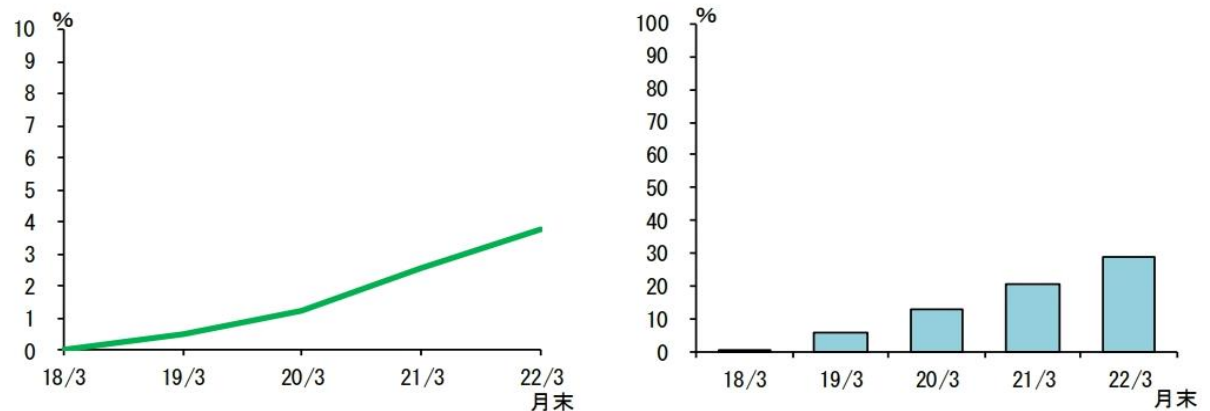
現状分析 1：発行が進んでいない層の巻き込みが必要

- グリーンボンド市場は拡大しているものの（1.87兆円・99件）、**社債市場全体に占める割合はまだ一部（グリーンボンド含むESG債全体で残高4%、発行体数3割程度）**。
- 各種調査により、グリーンボンド等の債券については発行が進んでいる層と進んでいない層が二極化していることが明らかとなっており、**発行が進んでいない層の巻き込みが必要**。

気候変動関連のESG債の発行残高・発行体数



気候変動関連のESG債の発行残高シェア・発行体数シェア



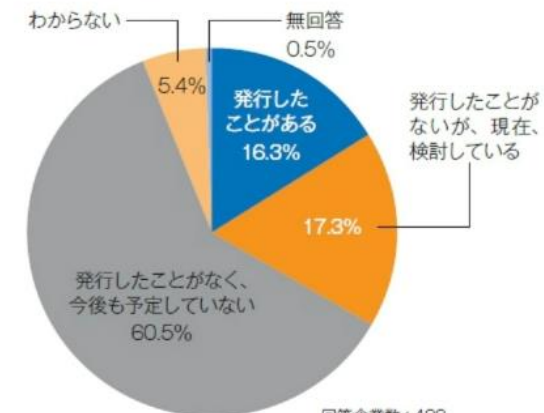
出所：日本銀行「気候変動関連の市場機能サーベイ（第1回）調査結果—市場機能向上の進展状況と今後の課題—」

日経ESGによるグリーンボンド含むESG債に関する調査 2022年1月～2月実施。上場企業対象。

- ESG債の発行に意欲的な企業とそうではない企業に二極化。
- 6割の上場企業は「発行したことがなく、今後も予定していない。」
- プライム市場においては、所属企業のうち32.4%は「積極的に発行していく予定」、43%は「現在、検討中である」と回答し、約4分の1のプライム市場所属企業はまだ発行経験がなく、検討していない。

出所：日経ESG調査（2022.4.18）, <https://project.nikkeibp.co.jp/ESG/atcl/column/00003/041200034/>

■ ESG債の発行状況

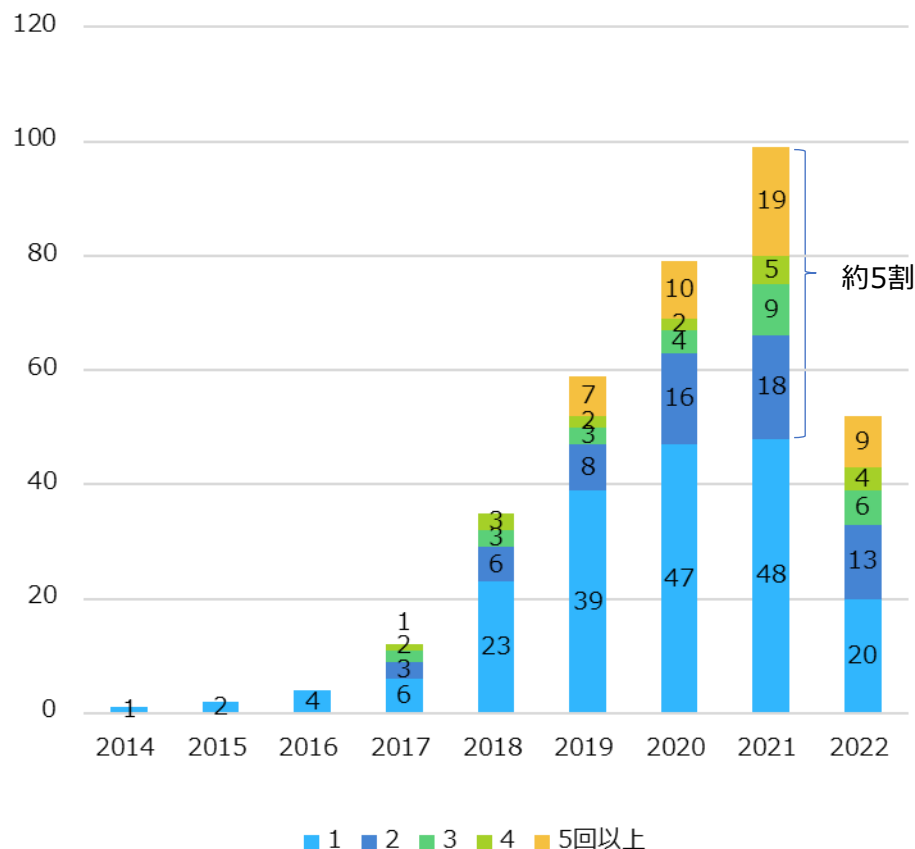


回答企業数：423

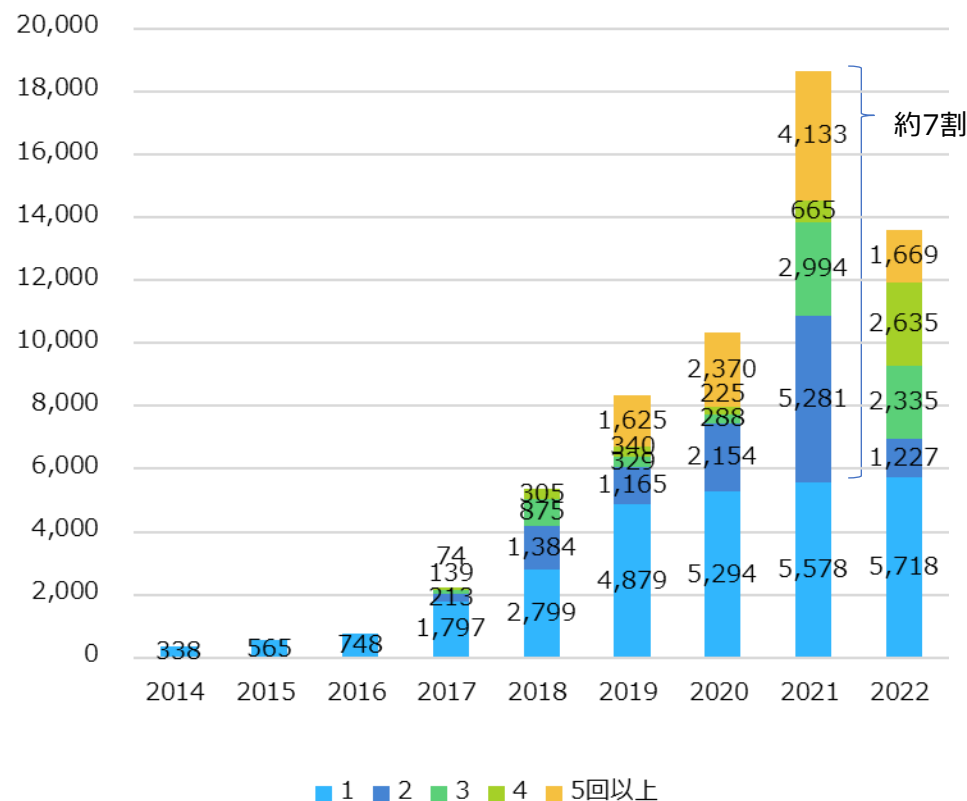
（参考）国内のグリーンボンド発行状況分析（発行回数別推移）

- 発行経験がある主体によるグリーンボンド発行は近年件数・金額ともに増加している。
- 一方、新規発行体のグリーンボンド発行件数は近年伸び悩んでおり、発行経験がない主体の巻き込みが必要。

発行回数別発行件数推移（件）



発行回数別発行金額推移（億円）



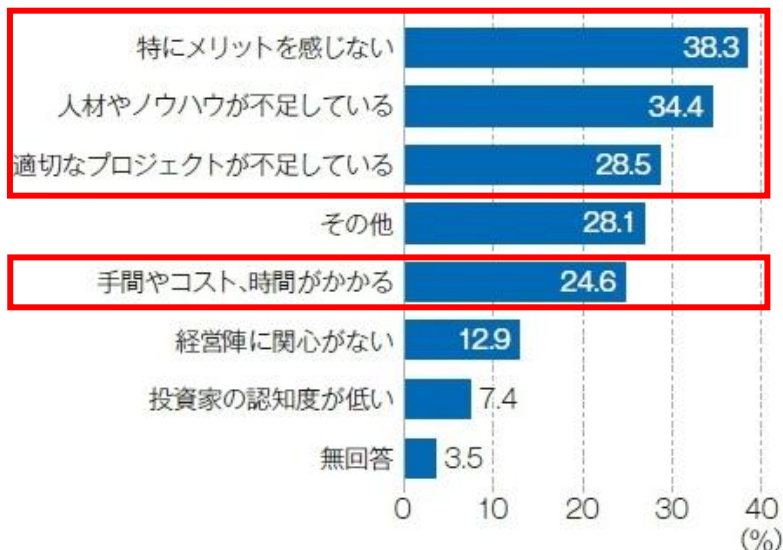
現状分析 2：新規参入の促進のためには、メリットの訴求が重要。また、人材・ノウハウの向上、適格プロジェクト発掘、コスト削減等も必要。

日経ESGによるESG債に関する調査（2022年1月～2月実施。上場企業対象。）

- 「ESG債を発行したことがなく、今後も予定していない」と回答した企業では、メリットを感じないことが最大の理由。また、人材やノウハウ、適切なプロジェクトの不足、手間やコスト等を挙げ、関心があっても発行に踏み切れない要因が伺われる。
- 「ESG債を発行したことがある」または「発行したことがないが、現在検討している」企業でも、手間やコスト、プロジェクトの評価・選定、人材不足等が課題に挙がり、未発行企業と同様のボトルネックが伺われる。

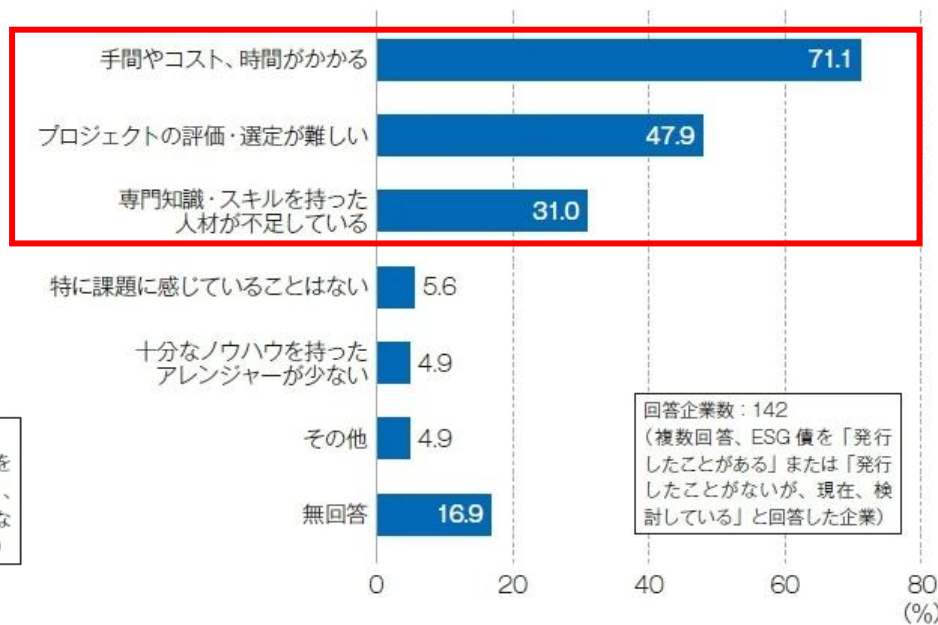
「ESG債を発行したことがなく、今後も予定していない」企業

■ ESG債を発行しない理由



「ESG債を発行したことがある」または「発行したことがないが、現在検討している」企業

■ ESG債発行時の課題



現状分析 3：投資主体は情報開示の拡充や透明性向上等が課題と認識

- 日本銀行によるESG投資の発展に向けた課題をまとめたレポート（2021年11月）によれば、多くの投資主体から「企業のESG情報開示の拡充」、「ESG評価に対する透明性向上」、「ESG投資における投資目線の確立」が求められている。
- 機関投資家の動向をまとめた日本銀行レポート（2020年7月）では、日本の機関投資家が直面する実務上の課題として①ESG投資に利用可能な情報が限られている、②ESG要素と金銭的リターンの関係性に確信が持てない、③先行きのリスクなどを検討するにあたり、考慮すべき要素（政治・政策、科学技術、気候変動の影響度など）にかかる不確実性が高い、④最新の科学技術などの専門知識を活用できる体制を整備する必要がある、といった点が挙げられている。
- こうした課題は、いわゆる「グリーンウォッシュ」に対する投資家の懸念とも密接に関連していると考えられる。

ESG投資の発展に向けた課題

課題①：企業のESG情報開示の拡充

- 企業の情報開示が十分でない
- 複数の情報開示基準が混在

課題②：ESG評価に関する透明性向上

- 多くのESGスコアが存在
- ESG評価手法の透明性が確保されていない

課題③：ESG投資における投資目線の確立

- ESG投資のパフォーマンスの評価が定まらない
- 投資先のESGへの取り組み評価が難しい

（日本銀行（2021）「ESG 投資の発展に向けた実務的な課題とその克服に向けた取り組み」より）

- ラベル債の発行が進んでいない層の巻き込みが必要。
- ラベル債の発行促進の観点では、これまで発行していない先に対して、メリット等の**認知の向上**が課題。また、新規発行者・既発行者の双方が課題として挙げている、**知見・ノウハウの改善、適切なプロジェクトの発掘、コストの改善**等にも対応していく必要。
- 投資家側がESG市場の整備の課題として挙げている「**情報開示の標準化や拡充**」、「**ESG評価の透明性の向上**」等の課題についても改善が必要。

今後の施策の方向性

施策の方向性① 今後のグリーンファイナンス関連ガイドラインの方向性

- 国内市場におけるグリーンボンド等の普及状況を受け、**2023年以降本文における国際原則に準拠した部分と国内独自の部分を整理**。国内向けの留意点や解釈が記載された箇所については、今後の改訂の際に別の章・付属書への移管を行う。
- 一方、付属書については、2022年7月のガイドライン改訂において、グリーン性の判断基準の明確化のため、グリーンプロジェクトの例示リストの拡充等を実施。今後は、特に新規発行者・分野での発行拡大の観点から、**グリーンな資金使途に関するリストの更なる拡充が有用**。
- このため、国内外の動向や市場参加者の知見を採り入れつつ、**付属書を継続的に拡充、更新していくための新しいスキームを構築**。

<新スキーム（イメージ）>

国内外の発行・調達実績等の
市場実態

グリーンプロジェクトに関する ワーキンググループ（仮称）

- ・ グリーンファイナンスに関する検討会の下部組織として、有識者から成る付属書の更新を目的としたワーキンググループを新たに設置。各インプットに基づき、付属書1別表の拡充・更新について年に数回審議。
- ・ 更新した付属書については、環境省HP上（グリーンファイナンスポータル）で公開。

定期的に更新

更新版付属書

具体的な相談事例等に関するフィードバック

グリーンファイナンスプラットフォーム

グリーンファイナンス関連ガイドラインの整理方針等について

- 今後の国際原則の改訂に備え、**2023年度中に、本文における国際原則に準拠した部分と国内独自の部分を整理**。2023年度以降のガイドラインについては、両者を明確に分けた形で改訂。
- 具体的には、ガイドラインを①**国際原則準拠部分**（第2章及び第3章の期待される事項と具体的対応方法）、②**国内向けの解説部分**（第1章はじめに、第2章及び第3章の一部（各金融商品の概要やメリット等）、第4章投資家（貸し手）に望まれる事項・第5章本ガイドラインの改訂）、③**付属書**に分離し、①部分については、国内向けに解説を加えている部分についても**整理・移管**を行う。
- なお、国際原則の解釈等については関連ガイダンスやQAで記載されるところ、**特に重要と考えられる原則の関連文書の和訳について、関係者とも連携しつつ検討**する。また、当該文書のグリーンファイナンスポータルへの連係を検討する。

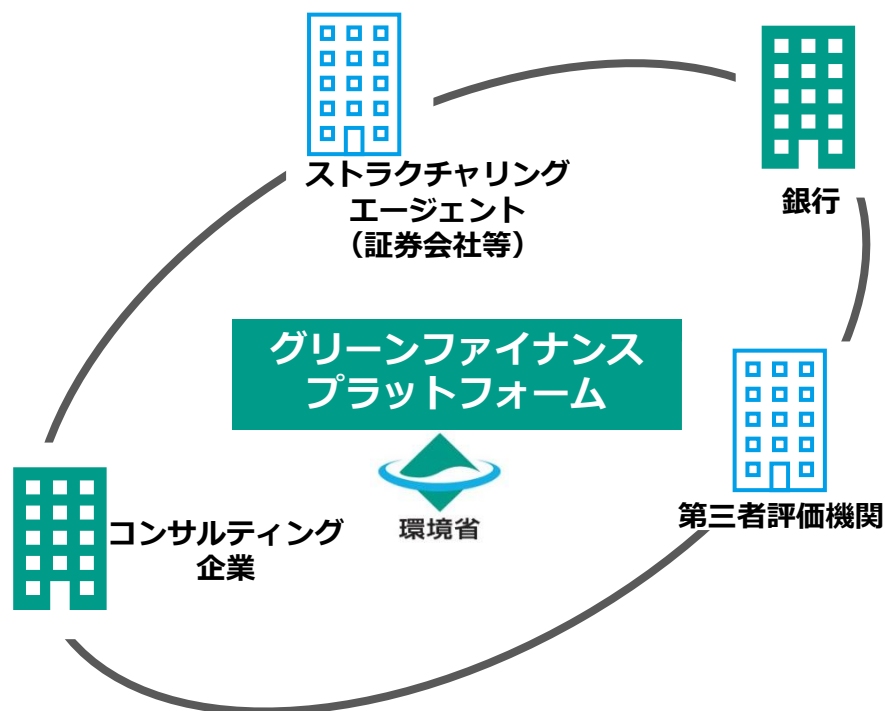
付属書の拡充について

- グリーンプロジェクトに関するワーキンググループ（仮称）において、①**付属書の例示拡充に当たっての考え方**、②**個別の例示の拡充について議論**。
- 付属書の例示については、①**グリーンファイナンスプラットフォームによる発行・相談事例のインプット**、②**政策との連動などにより、更新・拡充**を行う。
- 具体的には、2022年7月の改訂で充実化を行った**気候変動緩和・適応分野の更なる拡充**に加え、**循環分野、自然資本・生物多様性分野等の拡充についても検討**する。

施策の方向性② 発行促進プラットフォームの新設と支援対象の拡大

- ◆ 健全なグリーンファイナンス市場の拡大を促すため、市場関係者（資金調達を支援する証券会社、銀行、第三者評価機関等）の協力のもと、**発行体を対象としたプッシュ型の発行促進を行う新たなプラットフォームを構築。**
- ◆ 加えて、**グリーンボンド、グリーンローン、及びサステナビリティボンドを対象とした発行促進のための支援について、2023年度より対象をサステナビリティ・リンク・ボンド及びローンへ拡大。**

登録要件を満たす機関がプラットフォームに参画



＜プラットフォームが果たす機能（想定）＞

- ① セクター毎の**資金調達事例集**の作成
 - ② 発行体向けの**セミナー開催**
 - ③ **ガイドラインの解釈等に関する相談・質問への対応**
- 等

発行促進施策



グリーンプロジェクトの実施



グリーンプロジェクト



グリーンファイナンス プラットフォーム

登録要件を満たす関係機関（ストラクチャリングエージェント、銀行、コンサルティング企業、第三者評価機関）が加入

下記のような想定を基に、関係者のニーズを踏まえ、今後具体的に検討を行う。

① グットプラクティスの共有

- ・ 業種毎の資金調達の事例集や、ネガティブな効果の記載・インパクトレポーティング等の事例集の作成
- ・ プラットフォーム登録機関と共に、事例集等を活用した発行体向けセミナーの開催

② ガイドラインに関する相談回答・ガイドライン付属書へのインプット

- ・ グリーンボンド発行にあたり、グリーン性の評価（環境省ガイドラインへの適合性）について判断に迷う際に、プラットフォームに事前相談を行い、プラットフォームから意見をフィードバック（相談回答機能）。
- ・ 相談回答機能等を通してプラットフォームに蓄積された知見について、環境省ガイドライン付属書 1 別表の充実化を図るべく、別表に追加すべきものを年に数回、グリーンリストに関するワーキンググループ（仮）にインプット。

③ 関係者間の双方向コミュニケーションツールの提供

- ・ 会員登録をした金融機関や発行体が双方向で情報交換等を出来るコミュニケーションツールの提供。

- ◆ 環境省では、投融資によるポジティブなインパクトの創出を拡大するため、インパクトファイナンスの実践を推進。
- ◆ 2020年には国内で先駆けてインパクトファイナンスに関する**基本的な考え方**をとりまとめたのち、2021年には、**インパクト評価について国際的なイニシアティブ等を参考として一定の考え方や手法を整理したガイドを策定**。
- ◆ 本ガイドを踏まえつつ、モデル事業等によって、地域金融機関による地域企業への融資や、ベンチャーキャピタルによるスタートアップ投資など、投融資タイプごとにインパクト評価の活用を進めていく。

全ての機関投資家・金融機関等が全てのアセットクラスにおいて、 インパクトファイナンスを実践

「インパクトファイナンスの 基本的考え方」 (2020)

- ✓ 適切なリスク・リターンを確保しながら環境、社会、経済へのインパクトを意図して取り組む「インパクトファイナンス」の促進に向けた考え方を整理

「グリーンから始める インパクト評価ガイド」 (2021)

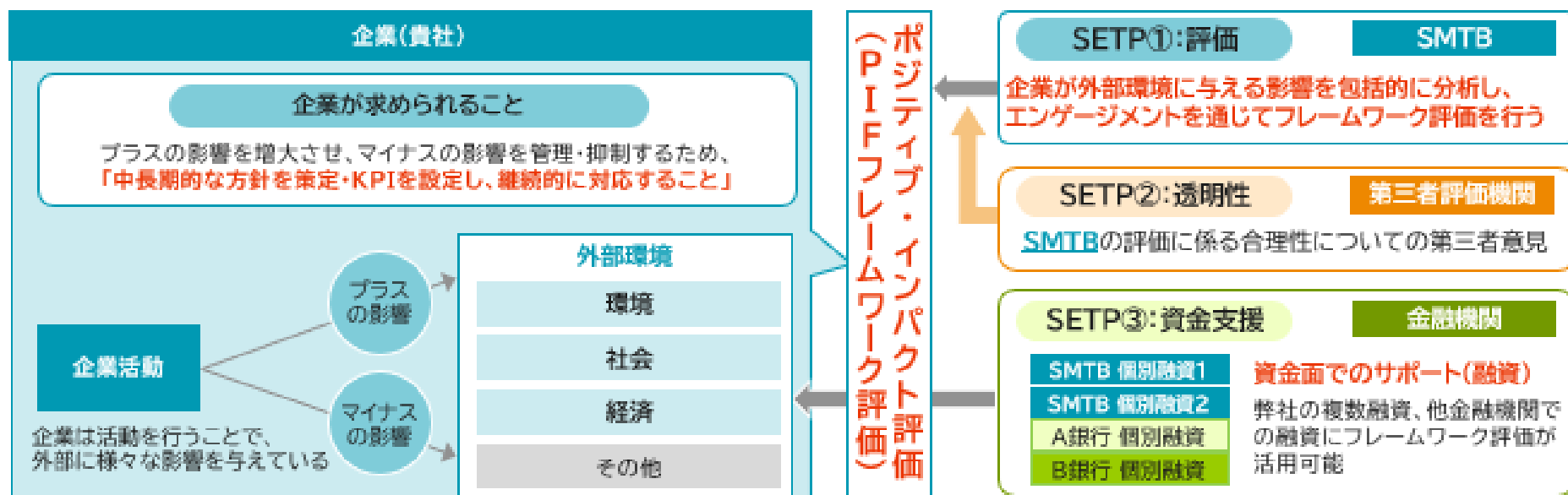
- ✓ 投融資の前後にわたるインパクト評価手順を整理した「評価ガイド」を作成
- ✓ 併せて、インパクト評価に役立つ各種ツールを紹介

「グリーンファイナンス モデル事例創出事業」 (2021～)

- ✓ 2021年度よりインパクトファイナンスのカテゴリを新設
- ✓ 「再エネ特化型投資ファンド」、「地域金融＋地域企業」など、投融資タイプごとにモデル事例を認定
- ✓ 今後、脱炭素関連スタートアップ投資に関するインパクト評価手法の活用も検討

- 環境省2022年度グリーンファイナンスモデル事例創出事業において、**三井住友信託銀行株式会社のポジティブ・インパクト評価フレームワークをモデル事例として選定**。
- 本事例では、①これまで融資単位で行っていたインパクト評価を企業単位で包括的に行うことで（フレームワーク評価）、**融資契約期間にとらわれない長期的なインパクト目標の設定・測定・管理を可能とするとともに、②個別企業へのインパクト評価を他の金融機関が活用することも可能としている**（本邦初）。
- 本事例の実践を通じて、将来的には、**融資ポートフォリオ全体での適切なインパクト管理の実現**が期待される。

「ポジティブ・インパクト・ファイナンス/フレームワーク評価」のイメージ(評価&実行時)



[SMTB公表資料より抜粋]

2－2．開示・コミットの推進

地域金融機関を対象とした脱炭素促進施策の概要と施策の方向性

- ◆ 民間非金融法人企業の負債残高において、間接金融は84.4%（555兆円）、その60%以上が地域金融機関による貸出であり、地域を含めた国全体の脱炭素化を進めるにあたっては、**地域金融機関へのアプローチが鍵**となる。
- ◆ 地域金融機関が脱炭素化を進めるためには、TCFD開示に基づいた分析・情報開示や移行に向けた**戦略の策定**、具体的な企業行動としての**投融資先との対話**、**投融資先への支援**等、重層的な取組が必要となる。またこれは、ISSB等の今後のサステナビリティ開示の制度化の動きへの対応につながる形で進めることが必要。
- ◆ これまで環境省では、金融機関に対し投融資先の気候変動対応を促進することを目的として、**TCFD開示全般に係る知識のインプット**や、**シナリオ分析・ポートフォリオカーボン分析を含む開示実務に係る伴走支援**を実施。
- ◆ 支援の結果として、金融機関の充実した開示が得られつつある一方で、課題として**開示を投融資先との対話に活用**しきれていない点や、気候関連の「**機会**」の**戦略への落とし込みが不十分である点**などが挙げられる。

2022年度事業

分析・情報開示

【基礎】スクール形式によるTCFD開示支援事業

地域金融機関がリスク及び機会を捉えた開示を行い、地域の脱炭素を促進するため、69行庫に対してTCFD開示の内容と意義を伝達するスクール形式の講義を開催。

【戦略】ポートフォリオ・カーボン分析支援事業

地域金融機関による投融資先企業の脱炭素化支援を促進するため、3行を対象にファイナンスドエミッションの算定・分析及び削減に向けた戦略立案等を支援。

開示を踏まえ実践

対話の実践

【支援の実施】ESG地域金融実践促進事業

ESG地域金融の取組を促進するため、地域金融機関に対する分析支援及び情報発信等を通じて、地域課題の解決や地域資源を活用したビジネス構築等を支援。

【人材開発】GHG排出量の算定に係る資格制度検討会

脱炭素化にかかる投融資先企業との対話等に向けた人材開発を促進するため、適合する民間資格を認定する「資格認定制度」に関するガイドライン策定を検討。

施策の方向性②

- 金融機関のGHG排出量の削減については、ファイナンスドエミッションを算定した上で、**投融資先の移行計画を支援する必要がある**。当該支援の**先行事例を創出し**、横展開する必要があるのではないか。

施策の方向性①

- 開示に基づく投融資先との対話を促進するため、**開示の活用方法を提示**する必要があるのではないか。
- 開示を活用した対話を行うことのできる**人材の育成**が必要ではないか。

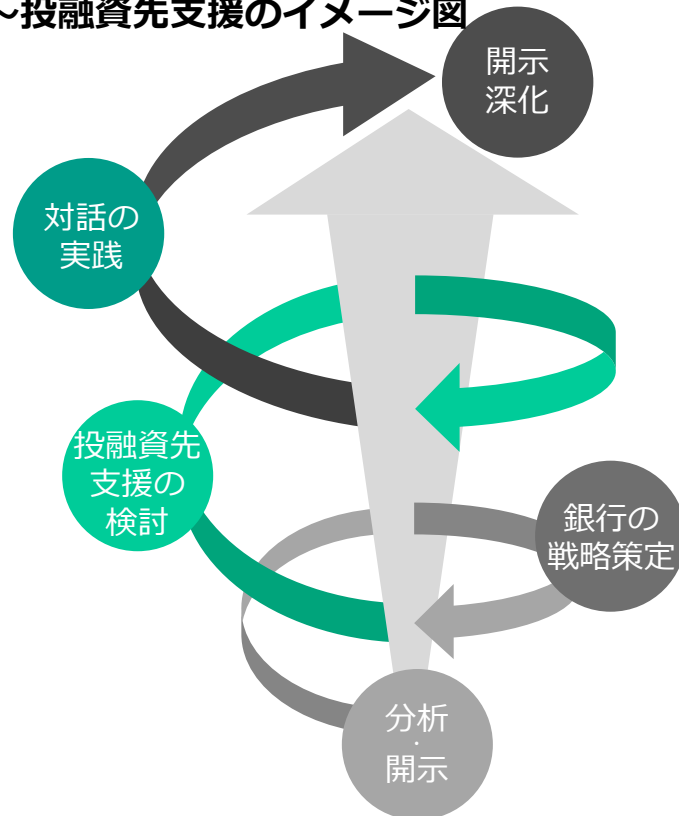
施策の方向性③

- 金融機関・事業会社の双方が機会を把握し、**事業化・収益化するまでのプロセス**及びこれに対する**投融資を支援、後押し**することが必要ではないか。

開示から対話・実践まで、地域金融機関の取組を一気通貫で支援

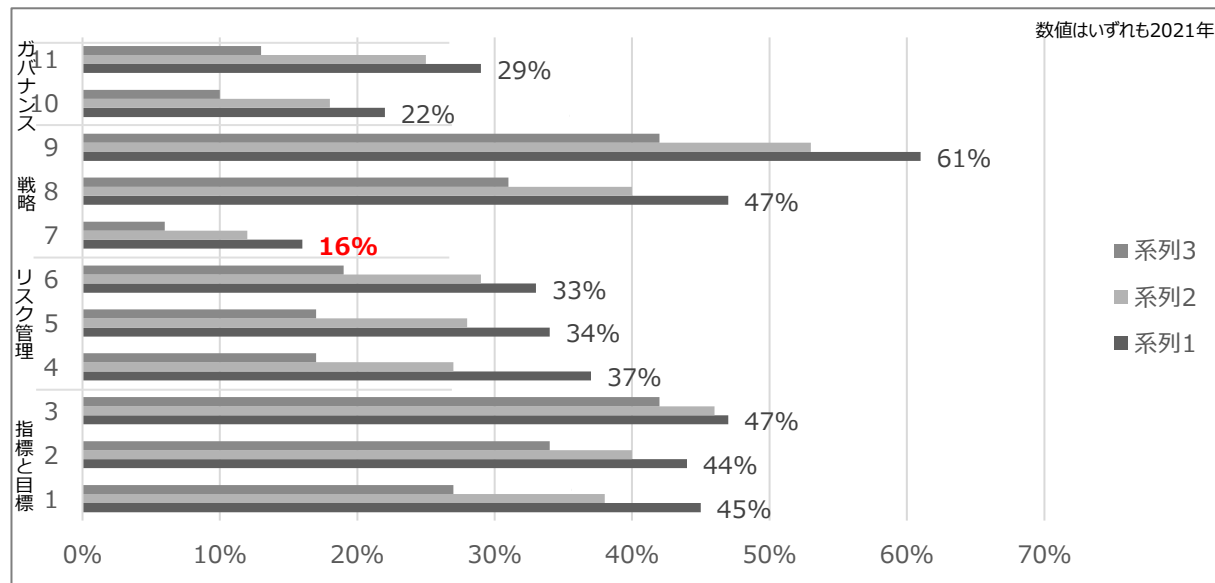
- ◆ 世界約1,400社の気候関連財務情報の開示状況を分析した2022年版のTCFDステータスレポートによると、**シナリオ分析にあたる「⑤シナリオに基づく戦略のレジリエンスの説明」(16%)が最も開示割合が低い**。
- ◆ 来年度事業においては、既に開示済の地域金融機関を対象に、①ニーズを踏まえTCFD開示項目のうち「戦略」箇所のブラッシュアップ、②当該開示内容を踏まえた金融機関全体の「戦略」の見直し・具体化、③投融資先へのエンゲージメント戦略の策定（本部・エンゲージメント実行部隊への共同研修を実施し、両者の連携を構築）、④エンゲージメントの実践・その結果のフィードバック、までを実施。①～④についての報告書を作成。
- ◆ **戦略策定から投融資先支援まで一気通貫で行う**ことにより戦略に基づいたエンゲージメントの事例を示す。

開示～投融資先支援のイメージ図



世界のTCFD開示状況

出所) TCFD Status Report 2022を基に環境省作成。



2022年度の環境省事業に参加した38の地域金融機関にTCFD開示に向けた自行車の課題を聞いたところ、シナリオ分析に言及した機関が27あり、シナリオ分析の高度化に加え「**シナリオ分析結果に基づいた顧客とのエンゲージメントの実施**」という回答もあった。

→開示の戦略項目に基づくエンゲージメントの実施を支援できないか。

施策の方向性② ポートフォリオ・カーボン分析を通じた先行事例の創出

- ◆ 投資家・金融機関に対してGHG排出量の削減が求められる中で、地域金融機関においては、地域全体の戦略やサプライチェーンの動向を踏まえ、投融資先企業の実態に応じた脱炭素化への**中長期的な戦略の策定**や**企業行動への反映**等について検討が必要となる。
- ◆ そのため、ファイナンスド・エミッションの算定等を基に自行庫の現状を分析し、**中長期的な移行計画の策定**や**投融資先企業への脱炭素化支援に向けた検討体制の構築**、**企業行動への反映**等に係る支援を実施。
- ◆ 加えて、地域金融機関が取り得る戦略や行動は、**投融資先企業の状況によって多種多様に変化**することから、当該支援事業を通じて**地域金融機関としての先行事例を創出**し、他の地域金融機関が自らの脱炭素戦略等を検討する際の参考となるよう汎用性を高める。

<事業イメージ>

継続的な見直しが必要

自行庫の現状を分析



中長期的な移行計画を検討

「投融資先企業」の取組を調査



✓ 所有する工場や生産設備の脱炭素化の状況



✓ 省エネ・再エネの導入状況



✓ 地域資源等を踏まえた資源循環への貢献

企業行動への反映

「投融資先企業」の状況に応じたエンゲージメントを実践

④ 取引先の進捗確認、今後の取組の検討

① 対象セクター、企業等の決定

③ 対話・エンゲージメントの実施

② 対話・エンゲージメント方針、確認事項の設定

- ✓ ファイナンスド・エミッションの削減における**主語は投融資先企業**。金融機関の脱炭素戦略は、**投融資先企業の取組状況等の調査が前提**。
- ✓ 投融資先企業の調査を踏まえ、**金融機関が取り得る投融資先企業への支援方策を具体化**し、他の金融機関が参考となる先行事例を創出。

施策の方向性③ TCFD等の「機会」を把握し戦略に落とし込むためのガイドライン

- ◆ TCFD開示においては、気候変動によるリスクと機会を踏まえた「戦略」の開示が推奨されているところ、ビジネスモデルやビジネスチャンスをつまえた具体的な戦略を策定するに当たっては、**リスクのみならず機会（オポチュニティ）を把握し、これを戦略に落とし込むことが必要。**
- ◆ ここでいう「機会」とは、例えば、地域ごとに利用可能な天然資源（太陽光、風力、中小水力、地熱、水、森林等）や、有効活用可能性がある地域資源（木質チップ、野菜・果物の搾りかす等）を最大限に活用した、主に事業会社にとっての新たなビジネスチャンスを指す。
- ◆ 一方で、金融機関においては、事業会社が気候変動の機会をつまえた新ビジネスを実行する場合、**一定程度の事業性が認められなければ、投融資を実行することは困難。**
- ◆ そこで金融機関・事業会社の双方が、気候変動によって得られる機会を把握し、事業化するまでの戦略を立案及び実行を促進するため、**事業化・収益化を達成した好事例を盛り込んだ、事業化及びこれに対する投融資を後押しするためのガイドラインを策定。**

<新ガイドラインの概要（イメージ）>

ビジネスチャンスガイド（仮称）

- ・ ガイドにおける前提として地域ごとの利用可能な資源等を整理。
- ・ 地域特性をつまえ、①主要な産業にはどのようなチャンスがあるのか（機会）、②そのためには事業会社がどのようなプロジェクトを実施し、設備を導入する必要があるのか（戦略）、③それによる収支はどれほどか（見積額）を算出。
- ・ その上で、地域金融機関がそのプロジェクト・設備導入に対する融資を行う際に、企業側が受けられる当省の支援について、具体的な事例を作成。
- ・ 最終的に、事業化・収益化の成功例について冊子化。

反映

定期的に更新

公表

国内での先行事例や事業化されたプロジェクトを定期的にフォローアップ